

令和4年度第1回練馬区文化財保護審議会会議録

- ◆ 開催日時
令和4年11月15日（火）午後2時～午後4時
- ◆ 開催場所
練馬区立生涯学習センター 第1教室
- ◆ 出席者
出席委員4名（会長、ほか3名）
区出席者5名（教育長、文化・生涯学習課長、ほか職員3名）
- ◆ 議事
1 諮問
2 審議
 令和4年度登録文化財について
- ◆ 報告事項
1 令和3年度指定・登録文化財の経過報告
2 令和4年度文化財関連事業計画
- ◆ 公開可否
原則公開（傍聴人：なし）
- ◆ 配布資料
資料 1-1 令和3年度指定・登録文化財関係（練馬区教育委員会告示第5号：写）
資料 1-2 令和3年度指定・登録文化財関係（「ねりま区報」令和4年3月21日号：写）
資料 1-3 令和3年度指定・登録文化財関係（「ねりまの文化財」第110号）
資料 2 令和4年度文化財関連事業計画
- ◆ 事務局
練馬区 地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係
TEL 03-5984-2442

会議の要旨

<会長> 開会の挨拶

<事務局> 会議の成立について報告

<教育長> 諮問

令和4年度練馬区登録文化財について、練馬区文化財保護条例に基づき、下記のとおり諮問します。令和4年11月15日 練馬区教育委員会

文化財を登録することについて、2件、内容は別紙のとおりです。

<教育長> 挨拶

<文化・生涯学習課長> 会議の原則公開について（個人情報に関する内容をのぞく）

<会長>

会議の公開に関して、審議の対象となる文化財にまつわる、氏名や財産等の扱いについて、区としてどのように考えていますか。

<事務局>

審議の過程については情報公開の対象ですが、個人が特定できる情報については、プライバシー保護に配慮し一部非公開とすることも考えます。

<委員>

例えば建築物が対象だった場合、審議の段階で図面が公開されるのは、避けるべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。

<事務局>

今回の対象文化財は2件とも個人所有ではありませんので、改めて整理し報告するよういたします。

<会長>

それでは審議に入ります。1件ごとに事務局から説明をお願いします。

<事務局>

お手元の諮問資料をご覧ください。1件目は豊島家文書です（別紙「1文化財を登録することについて」説明）。なお、諮問資料に一か所誤りがありましたので、修正をお願いいたします。6頁「豊島文書類目録」7号文書の作成年代を江戸時代と推定していましたが、資料提出後のさらなる調査により明治初年であることが判明いたしました。

<会長>

寄贈の経緯について確認させてください。本資料を練馬区へ寄贈したのは、区民の方でしょうか。

<事務局>

区外在住の方です。元の所有者の方とは、平成12年（2000）に練馬区郷土資料室で「豊島氏の足跡」という展覧会を開催した際からのつながりがあり、近年になって先祖と縁の深い当区に資料寄贈の申し出があった次第です。

<会長>

文化財の概要に、石神井城主の末裔を自称する、と記載がありますが、自称とはどういうことでしょうか。

<事務局>

「泰盈本豊島家系図」は、近世中期に豊島泰盈によって作成されたと考えられています。鎌倉時代末期から最後の石神井城主とされている泰経までの記載には「豊島・宮城文書」（国立公文書館蔵）がそのまま引用されており、泰盈が同文書を参照して系図を作成したことがうかがわれます。しかし、泰経以降近世初期の忠次までの部分ではつながりに疑義のある記載もみえ、石神井豊島氏との由緒づけのために作られた系図という見方をすることもできます。

<副会長>

過去帳は、どの時代から記載があるのですか。

<事務局>

近世初期、徳川家康に仕えた豊島忠次から記載があります。

<会長>

対象資料26点が収録されている資料集はありますか。6頁の「豊島文書類目録」の文書名等は、事務局で作成されたものでしょうか。文書名に（ ）があるものとないものの違いは何ですか。また、1号～5号文書の年代はすべて江戸時代となっていますが、前期・中期・後期等絞り込みのできる資料はありますか。

<事務局>

「豊島文書類目録」は事務局で作成したものです。古文書自体に表題がついているものは、そのまま文書名としていいです。表題がついていないものは、内容から文書名をつけ、表題があるものと区別のため（ ）を付しました。年代については、目録に記した以上のことは判明しておりません。

<会長>

形態、員数の記載がありませんが、追加の予定はありますか。

<事務局>

次回までに追加します。

<会長>

法量の記載があったほうがよいのではないのでしょうか。

<事務局>

近世、近代の文書群ですので法量は記載しませんでした。全資料の寸法を記録するルールはこれまでありませんでしたが、記載したほうがよいのでしょうか。

<会長>

文化財登録というのは、詳細な調査を行った後に行う性質のものだと考えます。都道府県レベルでは、調査報告書を刊行した後に文化財を登録する場合があります。員数や形態、法量などが整った目録を作成した上で、文化財登録の検討を行ったほうがスムーズではないかと思います。近世、近代の文書群の分野では、点数が多いため、全資料の法量を計測しないのが一般的なのではないでしょうか。

<委員>

近世、近代の文書整理としては、事務局が整理した方法が一般的であると思います。作成いただいた「豊島文書類目録」を参照しながら、実物の確認をすればよいと思います。

<会長>

次の審議会では、候補資料2件の実物を見学することになっています。限られた時間の中では調査まではできないと思いますが、どのように進めたらよいのでしょうか。

<委員>

この諮問資料で十分に報告書の役割をはたしていると思います。先ほどご提案のあった項目などを追記すればよいでしょう。

<委員>

一般的に、文書の翻刻は行わないのでしょうか。

<委員>

分量によると思います。

<委員>

写真だけみても作成目的や内容がわからず、判断がつきません。代表的な資料については、価値が伝わるようなコメントを付してはいかがでしょうか。

<副会長>

練馬区の場合は、委員全員が審議内容に責任を持つことになっています。他の自治体では、文化財の種類によって担当の委員を決め、事務局と一緒に調査に行き、審議会資料の事前確認を行っているところもあります。その分野を専門とする委員にある程度任せてもいいのではないかと思います。

<会長>

横道に入りますが、審議会を1回2時間ですませている都道府県もあります。文化財の各分野に対し、それに精通した教育委員会の職員が必ずいるというわけではありません。そうした場合に、二つの方法がとられることが多かったように思います。ひとつの方法は、事前の調査を専門家に委嘱する場合。調査報告書に基づいて教育委員会が資料を作成します。もうひとつの方法は、資料の作成を審議会委員に頼む場合です。しかし、同じ人が諮問文を作成し、審議を行い、答申文を作成したのでは、審議会は意味をなさなくなります。専門研究者として調査に関わる部分と、審議会委員として意見をのべる部分は、明確に切り分けられなくてはなりません。

豊島家文書の写真はありますか。どの機関が所蔵している写真で、どこにアクセスすれば見ることができますか。

<事務局>

事務局ですべての文書の写真を撮影してあります。

<会長>

登録後、豊島家文書の閲覧希望者がいた場合、どのような扱いになりますか。

<事務局>

資料特別利用の手続きを取り、石神井公園ふるさと文化館で原本の閲覧が可能です。

<会長>

石神井公園ふるさと文化館に写真はないのですか。

<事務局>

事務局から写真の提供を行うことは可能です。博物館施設ですので、原本の閲覧にも対応しています。

<会長>

文化財登録いかに関わらず、公開資料ということですね。

員数の書き方について、美術工芸の分野では通、巻といった単位を重視しますが、近世、近代の文書の場合は単純に点で良いのでしょうか。

<委員>

先ほどから話にでていますように、形態を追記して、状1、縦帳1のように記載すればよいでしょう。

<会長>

事務局へのアドバイスをお願いいたします。先生のご厚意によって、基礎資料の整備については道筋をつけることができたように思います。

豊島家文書は、令和4年に石神井公園ふるさと文化館に入った資料ということですが、それ以前の所有者に関する情報は書かなくてよいのでしょうか。

<事務局>

伝来の経緯などを記載したほうがよいでしょうか。

<会長>

石神井城の城主だったり、石神井台の氷川神社へ石灯籠を奉納した人が先祖にいるということですが、この資料と区とのかかわりが今一つ見えません。

<事務局>

自称ではありますが、石神井豊島氏の末裔として系図を作成し、石灯籠の寄進などを行っている点に、練馬区との関わりがあると考えています。

<会長>

以前、江戸時代から区域に住んでいた医者の方に伝わる文書を登録したことがありました。中に明治期の学校の通知表がありましたが、区域に関わる資料としてあわせて登録しました。しかし、先祖の由緒があるからといって、明治期の子孫が静岡県内の学校に勤めた記録を、練馬区の文化財にする必要があるでしょうか。

<委員>

豊島家文書という文書群としてとらえる場合、豊島家がたどってきた経緯も含めて家の性格を考える必要があります。私は全部含めて登録したほうがいいと思います。

<副会長>

「泰盈本豊島家系図」は有名な資料だということですが、どのような点で有名なのか、どの点を重視されているのか、お聞かせください。

<事務局>

15年ほど前に、都内の複数の博物館で中世豊島氏に関する展覧会が開催されました。その際に展示された系図です。北区飛鳥山博物館では、この系図の複製を作成し、常設で展示しています。よく展示で使われる有名な資料です。

<副会長>

内容の信ぴょう性はいかがですか。

<事務局>

中世の石神井豊島氏の部分と、江戸時代の豊島氏をつなぐ時期の記載に、不確かな部分があります。また中世後期について、「宮城・豊島家文書」を転記したような記載が見られること、中世前期の系図に実在が確認できない人名が書かれていることなどから、信ぴょう性が薄い部分があります。江戸時代の豊島氏が由緒付けのために、資料を駆使して制作したものとも考えられるかと思います。

<会長>

2件目の案件に移りたいと思います。

<事務局>

お手元の諮問資料をご覧ください。2件目は東本村の庚申塔です（別紙「1 文化財を登録することについて」説明）。写真資料の翻刻に誤りがありました。「武州豊島郡下練馬本村」の箇所が二行書きになっていますが、実際には一行で続けて書かれてあります。修正いたします。東本村の庚申講は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和4年に活動を終了しました。宿帳などの資料が残っています。

<副会長>

こちらの資料については、事務局と一緒に事前に実物を確認しております。かなり古いものですが、形がよく残っており、価値のあるものだと感じました。

<会長>

写真資料の翻刻で、種子を丸に種と記載していますが、梵字ウーン（青面金剛の種子）としたほうがよいでしょう。寸法について質問させてください。総高と厚さはどの部分のものでしょうか。

<事務局>

総高は基台から上の高さです。厚さは青面金剛像の浮き出ている部分、一番厚みがある箇所の奥行を計測しました。

<会長>

練馬区が寄贈を受けたとのことですが、土地も区の所有でしょうか。

<事務局>

土地ごと区が受領しています。

<会長>

<会長>

庚申塔の場合は、建っている場所の情報と方角の記載があるとよいと思います。

<委員>

最近まで庚申講をやっていたというのは驚きです。どのようなやり方で行われていたのでしょうか。資料はありますか。

<事務局>

宿帳が残っており、講の状況をうかがうことができます。

<副会長>

その宿帳は今どこにあるのでしょうか。

<事務局>

庚申塔とは別に、石神井公園ふるさと文化館に寄贈の申し込みをいただいています。次回の資料収集委員会で受け入れの検討を行う予定です。

<副会長>

庚申講の掛け軸などは、どうなりましたか。

<事務局>

掛け軸はなく、木造の青面金剛像がありました。宿帳と同じく受け入れ検討資料となっています。

<委員>

庚申塔には文化財の価値があると思いますが、庚申講の行事も無形民俗文化財になりうるのではないのでしょうか。

<副会長>

庚申塔を有形民俗文化財として登録する際に、文化財の付属情報として記録するようにしてはいかがでしょうか。

<事務局>

前例がないので、少し検討させてください。

<会長>

庚申塔は美術工芸品とは異なりますので、行事についても書き添えておくべきと存じます。なお、美術工芸専門の立場から言わせてもらえば、石が、一石製なのか基台とで分かれているのかを知りたいと思います。登録の時点で詳細に記載しておかないと、後世になって、どこからどこまでが文化財か、わからなくなってしまう恐れがあります。全体の寸法と本体の寸法、基台の寸法をそれぞれ記録しておくことが重要です。ところで、敷地を囲む塀と門柱はいつ頃のものですか。

<事務局>

門柱は昭和戦後のものです。なお、写真の右側に頭が少し見えている石造物も庚申講にかかわる資料で、江戸時代中期のものです。「庚申講」と彫られており、道しるべとなっています。

<副会長>

宝暦年間（1750 年代）の古いものです。道しるべを兼ねている点も興味深い資料だと思っています。

<会長>

区内に庚申塔は多数ありますが、このように区画が整備され、庚申塔が並べられているのは珍しいのですか。

<副会長>

塚を作って石塔を並べたりする事例はよくあります。

<会長>

もし庚申塔が移転しなければならない事情が生じた場合、文化財の庚申塔だけを石神井公園ふるさと文化館に移転すればよいとお考えですか。

<事務局>

この庚申塔の価値は、東本村の講員が現地で大切にしているという点にあります。

<会長>

有形文化財とは、どの場所にあっても価値のあるものをいいます。土地から離れたら価値が下がるという類のものではありません。もしこの庚申塔が現地にあることを重要視されているのでしたら、別の登録の方法をご検討されてはいかがでしょうか。

<事務局>

これまでの文化財登録においては、その土地にある価値を重要視しながらも、有形文化財として登録してきた経緯があります。

<会長>

わかりました。それでは、宝暦年間の庚申塔も、関連資料という形で記載するのはいかがでしょうか。他の先生方はいかがでしょうか。

<会長>

いろいろな整理の仕方があると思います。すべて一括で登録する方法もあるでしょうし、これまでは前例がないとのことでしたが関連資料の形でもよいのかもしれませんが、いずれにしても最低限、現状の配置や状況などを記録することは必要です。

<副会長>

西本村の庚申講にも庚申塔がありますか。

<事務局>

西本村にも庚申講があり、続いています。庚申塔については把握しておりませんので、確認してみます。

<会長>

質問は以上でよろしいでしょうか。以上で審議事項を終了します。

続きまして、報告事項について事務局からお願いします。

<事務局>

報告事項 1 令和 3 年度指定・登録文化財の経過報告

資料 1-1 令和 3 年度指定・登録文化財関係（練馬区教育委員会告示第 5 号：写）

資料 1-2 令和 3 年度指定・登録文化財関係（「ねりま区報」令和 4 年 3 月 21 日号：写）

資料 1-3 令和 3 年度指定・登録文化財関係（「ねりまの文化財」第 110 号）

報告事項 2 令和 4 年度文化財関連事業計画

資料 2 令和 4 年度文化財関連事業計画

<会長>

その他事項はありますか。

<事務局> 次回の開催連絡

<会長>

本日はこれにて閉会いたします。ご協力ありがとうございました。